

# 第1回十和田市再生可能エネルギー促進による 農山漁村活性化協議会 議事録

日時:平成29年10月23日(月) 午後2時～  
場所:市役所新館4階会議室

## 1. 開会・閉会時刻

開会 平成29年10月23日(月) 午後2時00分  
閉会 平成29年10月23日(月) 午後2時55分

## 2. 出席状況(午後2時現在)

協議会委員 6名  
出席委員 5名

## 3. 議事の経過

議事の経過は、次の通りである。

司会	<p>&lt;午後2時00分開会&gt; それでは引き続き、「第1回十和田市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会」を開催いたします。 なお、設置要綱第3条第2項によりまして、会長は市長をもって充てるとされておりますので、会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
司会	<p>ありがとうございました。 今日は大変お忙しい中、オブザーバーとしてご出席いただいている方々をご紹介します。 東北農政局事業支援部食品企業課 金井真一課長補佐、青森県農林水産部構造政策課 山口正洋主幹です。今日はよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>

会長

議事については、会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして案件を進めてまいります。

まず、案件(1)副会長の指名について、でございます。

副会長の指名については、設置要綱第3条第3項の規定によりまして、委員の内から会長が指名するという事になっております。

そこで、私の方から指名いたします。副会長には、力石堅太郎委員をお願いしたいと思いますが、皆さんにご意見・ご異議ございますか？

----- (異議なしの声あり) -----

ご異議がないようですので、副会長は、力石委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、案件(2)でございます。農山漁村再生可能エネルギー法の概要について、を議題といたします。

こちらは、今日おいでになっていただいている東北農政局の金井課長補佐の方からご説明いただきたいと思っております。

東北農政局説明

『農山漁村再生可能エネルギー法の概要について』

ありがとうございます。

ただいま、再生可能エネルギー発電をめぐる情勢ということでお話いただきました。10 ページにもあったように、現在、この法に基づく基本計画は、青森県では既に設置済みが5箇所、作成中が3箇所ということで、十和田市は9番目になるのかな。今お話があった中で、何かご質問はございますか？ 次の案件に進めてもよろしいでしょうか。

後ほどでも構いませんので、何か聞きたいことがあればいつでもお話しただければありがたいと思っております。

それでは、次の案件(3)風力発電事業の概要に入ります。  
エコワークス様より説明をお願いいたします。

株式会社エコワークス説明  
『風力発電事業概要について』

事業の概要についてご説明がありました。今回のこの事業内容について、ご質問はありませんか？まだ概要でございますが、皆さんは場所もおわかりかと思えます。

立崎委員

大中台を選定した理由、それから雪が多い地域ですが弊害はないのでしょうか？

山本委員

20年ほど前に、風力発電を研究している大学教授から、「青森はよい風が吹く」と教えていただき、最初に土地を探るところから始めました。兄が田代台で温泉を営んでおりまして、相談した結果、大中台は強い風が吹くと知り、深持牧野の理事長さんをお願いして、現状についてお伺いしたところ、出来れば産業に協力してほしいと言われました。

横浜町や深浦町など、20箇所以上調査しまして、一番風が強かったのがありますが、風にもいい風と悪い風があり、いい風というものの最たるものがここではないかと思えます。このような経過でございます。

立崎委員

今回の大中台も当然調査はされているということですね。

山本委員

大中台の調査は今から17年ほど前に行っております。

立崎委員

17年前となると前過ぎる気もします。

会長

十和田市でも何箇所か別の場所で調査をしています。あの山はどうか、こちらはどうかと。ただ、余りに風が強くてダメですし、やはり適度な風というがあるので、その中で設置場所は考えなければならない。排水等の問題もあります。

山本委員

会長のおっしゃるように、風は余りに強すぎてもだめです。質がよい風が吹くのがここです。私たちは、一番いい場所がこちらだと思っています。

立崎委員

将来的に、もっと風車の数を増やそうという計画はありますか？

山本委員

最初は2基から始めて、成功した場合は、20～30基程度を考えています。

会長

他、よろしいでしょうか。  
それでは、次の案件(4)今後の予定等について事務局からお願いします。

事務局説明

『今後の予定等について』

会長

私の方から事務局に質問です。事業者からの説明の中で、平成31年着工とありましたが、それから逆算すると基本計画の認定は何月ごろを予定していますか？

事務局

基本計画の認定は、農振除外の手続きが完了した後になります。現在、農振変更の申出を11月まで受付けています。手続きの完了はおよそ半年後になる見込みです。平成30年度の6、7月頃に協議会で認定を行います。

会長

設備整備計画の認定は年度末ですか？

事務局

設備整備計画の認定には、県や国との協議が必要になる場合があります。設備規模や周辺状況等によってその期間は異なりますが、東北管内の事例では短くて2ヶ月、長ければ2年弱となっているそうです。

会長

場合によっては31年の着工が難しくなるということですか？

東北農政局

時間がかかる要因としては、先程も説明いたしましたが、土地の利用調整があらかじめ固まっていれば、期間を短くすることができます。

農振除外の段階で適切に状況をまとめて、空白の時間がないようにしていただければ短くすることができると思います。

会長

今回の場合は、農振除外の手続きが全て終わるにはあと半年ぐらいかかるので、来年の4、5月ごろに基本計画が認定できる状況にある。

基本計画の認定の時に、土地の手続きはしっかり見込みがついていますが、その計画に基づいて、設備整備計画を策定する時にも更に手続きが必要ということですか？

東北農政局

土地の話と一緒に、詰められるところは詰めていっていただきたい。

山本委員

農地転用が早く進めば早くできるということですか？

東北農政局

土地の利用調整が一番問題になって詰まりがちな点です。

事務局

土地の話はもう既に場所が決まっていて、ほぼ調整が済んでいる段階です。農振除外が半年後に完了する予定です。今お話しいただいた、期間の短縮における土地の部分についてはほぼ完了しています。その状況で、どれくらいかかるのか、ということをお伺いしたいです。

東北農政局

ケースバイケースですが、土地の問題以外にも発電・変電設備、それ以外の手続きが異なっております。土地については農振除外の段階で話がついているということですが、それ以外の手続きもありえます。風況調査も終わっていますか？

山本委員

もう終わっています。

事務局

現在はほぼ実施段階の直前まで来ている状況で、風況調

査を含めた様々なデータを取っています。後は土地が確定さえすれば、早いスケジュールで進められるのではないかと考えます。

会長

分かりました。スケジュールですが、まず来年の4、5月ごろを目標に基本計画の認定をして、その後設備整備計画を来年度、平成30年度内に終えるように協議を進めていきたい。その間、農政局あるいは県の方から指導を受けながら進めたいと思います。今の段階ではそういう予定でよろしいでしょうか。

----- (賛成の声あり) -----

時間がかかるところはクリアして進んでいるということですが、これから基本計画を策定するにあたり、金井様の方からアドバイスや特に気をつけることはありますか？

東北農政局

特にございません。

会長

県の方はいかがですか？

青森県

ありません。

会長

では、適宜連絡を取り指導いただきながら進めていきます。他、これまでのことでご質問やご意見ありましたらお願いします。ありませんか？

ないようですので、本日の議題を全て終了いたしましたので、以上で協議会を閉会したいと思います。

司会

ありがとうございました。皆さまには深持山に風力発電機がまずは2基建つまでの間、何回かお集まり願います。

それでは、以上をもちまして第1回十和田市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。